

## 飯田市教育委員会教育活動の“後援”を希望される方へ（ご案内）

### <申込みの際の注意事項>

- 1 事業実施日 1か月前を目途に申込みください。  
1カ月を過ぎての申し込みの場合、手続きが実施日に間に合わない可能性があります。
- 2 審査基準は以下のとおりで、すべての基準を満たす必要があります
  - ①申込者の責任の所在が明らかである。
  - ②申込者が政党その他の政治的団体でない。
  - ③団体等の構成員となるように、又はならないように勧誘するものでない。
  - ④教育基本法の趣旨に沿って教育、学術又は文化の向上に資し、公益性がある。
  - ⑤政治的目的を持って行うおそれがない。
  - ⑥特定の宗教を振興し、又は抑圧することとなるおそれがない。
  - ⑦飯田市と宗教とのかかわり合いを促すこととなるおそれがない。
  - ⑧円滑かつ確実に実施されるものと見込まれる。
  - ⑨開催日時及び場所が適当である。
  - ⑩対象者等とする者が不特定多数の飯田市民を含むものである。
  - ⑪物品の販売又は対象者等から金員を徴収する場合、販売又は徴収を行うことが適当であり、かつ、その収益の用途が教育活動に要する経費その他適当である。
  - ⑫過去に教育委員会に断りなく無断表示等をしたことがない。
  - ⑬飯田市が支援する教育活動として適当である。
- 3 政治的目的を持って行う活動について
  - ・特定の政党その他政治団体の利害に関する事項を目的としたもの若しくは公の選挙に関し特定の候補者を支持し、若しくはこれに反対する等の政治活動を目的としたもの又はこれに類すると認められるものは後援できません。
- 4 申込みの際には、次の資料を添付してください。
  - ①教育活動の趣旨及び内容の詳細が記載された書類
  - ②教育活動の内容に物品販売を含む場合にあっては、教育活動に係る収支予算書並びに当該販売の趣旨及び内容の詳細が記載された書類
  - ③対象者等から金員を徴収する場合にあっては、教育活動に係る収支予算書
  - ④申込者が法人等である場合にあっては、次のア及びイに掲げる書類

裏面あり

- ア 次の（１）又は（２）のいずれかに掲げる書類
- （１）法人等に係る定款、寄付行為又は規約を記載した書類
  - （２）定見、寄付行為又は規約が存在しない法人等にあつては、当該法人等の組織及び活動を定める根本規則を記載した書類
- イ 次の（１）又は（２）のいずれかに掲げる書類
- （１）法人等に係る登記簿の謄本
  - （２）登記がされていない法人等にあつては、役員名簿その他の当該法人等の代表機関の構成員を記載した書類
- 5 日中必ず連絡が付く連絡先を記載してください。
- 6 “申し込み理由”欄は事業の内容や開催理由でなく、「教育委員会がその事業を支援するに値する教育活動の目的」を明確に記載してください。  
※配布物を配布するためや、減免申請のためは申し込み理由になりませんのでご注意ください。
- 7 郵送で回答書の受け取りを希望される場合は、84円切手を添えて申し込みしてください。窓口で受け取りされる方は不要です。
- 8 回答書交付時に、事業実施後に提出していただく「実施報告書」「収支報告書」をお渡しします。「実施報告書」は全員の方にご提出いただきます。「収支報告書」は、入場料等の徴収があり「収支予算書」を提出した方のみご提出いただきます。事業実施後の「実施報告書」等は、事業が終了次第速やかに提出してください。
- 9 チラシ等配布は事務局では行いませんので、配布希望先と直接調整してください。